

耕作放棄地を刈払って農地からイノシシを追い払おう！ —千葉県— イノシシ棲み家撲滅特別対策事業

イノシシは山林近くの耕作放棄地を棲み家や隠れ家とし農作物に被害を与えています。そこで千葉県では、平成30年度からの新たな取組として、山林近くの耕作放棄地の刈払い作業に対して助成を行い、農村からイノシシを追い払い、農作物を守る取組を支援しています。
また、刈払いの必要性を広く周知するため、10月をイノシシ対策一斉刈払い期間に設定し、県下全域で耕作放棄地の刈払いを行うと共に、勉強会の開催、啓発ポスターの掲示等を行い、県民運動としての定着を図っていきます。

1 刈払い作業の実施(H30事業予定 県内17市町 約90ha)

市町村有害鳥獣対策協議会やその構成員、多面的機能支払交付金活動組織及び自治会などが取り組む耕作放棄地等の刈払いに対し定額助成(39,000円以内/10a)。
※対象地域 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画が策定され、計画にイノシシ被害対策が記載されている市町村
10月をイノシシ対策一斉刈払い期間に設定し、全地区で刈払い作業を実施。



<各地域で一斉刈払いの実施>

2 勉強会・実演会の開催(刈払いの効果について学習 県内3箇所で開催)

- ア 勉強会
イノシシの生態や刈払い等環境整備による対策手法について専門家から学習
- イ 刈払い機実演会
刈払い機メーカーと連携した新技術(リモコン式自走草刈り機)の実演



<専門家を招いての勉強会>

3 県民への周知(農村地域だけでなく、都市部の土地持ち非農家に向けた啓発活動)

- ア ポスター・チラシによる周知
イノシシ被害対策には耕作放棄地の刈払いが有効であることを県民に広く周知するため、ポスター・チラシを作成し、関係団体に配布すると共にJR・私鉄の各駅に掲示。
配布先: 行政機関、JA、土地改良区、集会所、農業科高等学校等
ポスター駅掲示: 10月に70駅程度
- イ のぼり作成
市町村役場等行政機関にスローガン等を記載した、のぼりを配布
配布先: 行政機関等
- ウ 情報紙掲載
市町村広報紙等にイノシシ対策耕作放棄地刈払い作業の普及啓発文を掲載



<リモコン式自走草刈り機の実演>



<チーバくんデザインのみより>



<ポスターによる啓発活動>